

平成 2 4 年 第 1 回 定 例 会  
群 馬 県 後 期 高 齢 者 医 療 広 域 連 合 議 会  
会 議 録

会 期

平成 2 4 年 2 月 1 5 日

群 馬 県 後 期 高 齢 者 医 療 広 域 連 合 議 会

平成24年第1回群馬県後期高齢者医療広域連合議会

定例会会議録目次

会期及び会場	1
議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員氏名	1
説明のため出席した者	2
職務のため出席した広域連合事務局職員	2
開 会	2
開 議	2
諸般の報告	2
日程第1 会議録署名議員の指名	3
日程第2 会期の決定	3
日程第3 議案第1号 群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度 臨時特例基金条例の一部を改正する条例について	
日程第4 議案第2号 群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に 関する条例の一部を改正する条例について	
以上2議案の一括上程	3
提案理由の説明 斉藤事務局長	3
日程第5 議案第3号 平成23年度群馬県後期高齢者医療広域連合 一般会計補正予算(第2号)	
日程第6 議案第4号 平成23年度群馬県後期高齢者医療広域連合 後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)	
以上2議案の一括上程	5
提案理由の説明 清水広域連合長	6
提案理由の詳細説明 斉藤事務局長	6
日程第7 議案第5号 平成24年度群馬県後期高齢者医療広域連合 一般会計予算	
日程第8 議案第6号 平成24年度群馬県後期高齢者医療広域連合 後期高齢者医療特別会計予算	
以上2議案の一括上程	10
提案理由の説明 清水広域連合長	10
提案理由の詳細説明 斉藤事務局長	11
日程第9 同意第1号 公平委員会の委員の選任について	15
提案理由の説明 清水広域連合長	15
日程第10 一般質問	16

閉 会 . . . . .	20
會議錄署名議員 . . . . .	21

參考資料

議案等審議結果一覽表 . . . . .	25
----------------------	----



## 平成24年第1回群馬県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

◎会期 1日：平成24年2月15日（水曜日）

◎会場 前橋市元総社町335番地8 群馬県市町村会館2階 大会議室

### ◎議事日程 第1号

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第1号 群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例について

日程第4 議案第2号 群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

日程第5 議案第3号 平成23年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）

日程第6 議案第4号 平成23年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

日程第7 議案第5号 平成24年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計予算

日程第8 議案第6号 平成24年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算

日程第9 同意第1号 公平委員会の委員の選任について

日程第10 一般質問

### ◎本日の会議に付した事件

日程第1から日程第10まで

### ◎出席議員（19名）

1番 細野勝昭	2番 岡田行喜
3番 丸山和久	4番 寺口優
5番 荒木恵司	6番 斉藤優
7番 白石さと子	8番 大島崇行
9番 遠藤重吉	10番 南雲鋭一
11番 吉田達哉	12番 市川廣計
13番 奥原賢一	14番 金子實

15番 近藤 保  
17番 竹内 良太郎  
19番 野中 嘉之

16番 吉田 恭一  
18番 久保 秀雄

◎説明のため出席した者

広域連合長	清水 聖義	事務局長	斉藤 毅弘
事務局次長	沼 孝英	管理課長	江原 洋
給付課長	小谷野 仁志	会計課長	川島 正雄

◎職務のため出席した広域連合事務局職員

議会書記長	茂木 剛	議会書記	金子 直樹
議会書記	手島 知則	主 幹	大友 貴裕
主 幹	永井 敦久	主 幹	永村 達之
主 幹	藤田 明弘	主 幹	宮田 裕史

---

◎開 会

午後1時33分

○ 議長（吉田達哉君）

ただ今の出席議員は19名で定足数に達しております。

これより平成24年第1回群馬県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしました第1号のとおりであります。

---

◎開 議

○ 議長（吉田達哉君）

直ちに本日の会議を開きます。

---

◎諸 般 の 報 告

○ 議長（吉田達哉君）

議事日程に入る前に、議会書記から諸般の報告をいたさせます。

○ 議会書記（金子直樹君）

平成23年第2回定例会以降の諸般の報告を申し上げます。

監査委員から、平成23年6月から平成23年11月までの現金出納検査の結果報告及び平成22年度定期監査の結果報告がありました。写しをお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。以上でございます。

---

#### ◎会議録署名議員の指名

○ 議長（吉田達哉君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、13番奥原賢一議員、14番金子實議員、以上の2名を指名いたします。

---

#### ◎会期の決定

○ 議長（吉田達哉君）

次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期を、本日1日間といたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ 議長（吉田達哉君）

ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決まりました。

---

#### ◎条例議案の上程

○ 議長（吉田達哉君）

次に日程第3、議案第1号「群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例について」及び日程第4、議案第2号「群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について」、以上2件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。事務局長。

○ 事務局長（斉藤毅弘君）

ただ今、一括上程となりました、議案第1号「群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例について」及び、議案第2号「群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について」

て」の2議案について、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書1ページ、議案第1号「群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例について」でございますが、別冊の説明資料1ページをご覧くださいと思います。

これは、後期高齢者医療制度の円滑な運営を図るために、国から交付される平成23年度高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金による基金を造成して、平成24年度においても、引き続き、所得の低い被保険者及び被用者保険の被扶養者であった被保険者に対する保険料の負担軽減策を実施できるようにするために改めるものでございます。

主な内容といたしましては、第6条の基金を処分できる場合について、まず、第1号で、引き続き被用者保険の被扶養者であった被保険者の保険料の軽減を実施できるようにするため、平成24年度における均等割額の9割軽減のための財源に充てる場合を規定するものでございます。次に、同条第6号では、所得の低い被保険者に係る均等割の8.5割軽減を実施できるようにするため、それぞれ平成24年度における保険料の軽減のための財源に充てる場合を規定するものでございまして、いずれも、後期高齢者医療に関する条例の改正に合わせ、改正するものでございます。施行期日につきましては、公布の日からといたします。

次に、議案書2ページ、議案第2号「群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について」でございますが、別冊説明資料4ページを併せてご覧くださいと思います。

次に、議案書2ページ、議案第2号「群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について」でございますが、別冊説明資料4ページを併せてご覧くださいと思います。

これは、後期高齢者医療制度におきましては、法律で、保険料率は概ね2年を通じ財政の均衡を保つことができるものでなければならないとされていることから、平成24年度及び25年度の保険料率を定めるとともに、制度の円滑な運営を図るため、所得の低い被保険者及び被用者保険の被扶養者であった被保険者の保険料軽減措置の継続を実施するため、改正するものでございます。

主な内容といたしましては、平成24年度及び25年度の保険料率につきまして、所得割率を8.48%に、被保険者均等割額を4万2,700円に、賦課限度額を55万円にそれぞれ改めるものでございます。

なお、この保険料率の算定につきましては、事前に説明させていただいたとおりでございますので、ご了承いただきたいと思っております。

このほか、平成24年度においても、被用者保険の被扶養者であった被保険者に対して賦課する被保険者均等割額を9割軽減とし、所得の低い被保険者に係る均等割額の軽



減措置として、7割軽減に該当する被保険者のうち、9割軽減に該当しない被保険者について、均等割額を8.5割軽減としようとするものでございます。施行期日は、平成24年4月1日からといたします。

以上、ご説明を申し上げましたが、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（吉田達哉君）

ただ今、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ 議長（吉田達哉君）

ないようですので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ 議長（吉田達哉君）

ないようですので討論を終わります。

これより、採決を行います。

はじめに、議案第1号「群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例について」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（全員起立）

○ 議長（吉田達哉君）

起立全員であります。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号「群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（全員起立）

○ 議長（吉田達哉君）

起立全員であります。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎補正予算議案の上程

○ 議長（吉田達哉君）

次に、日程第5、議案第3号「平成23年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）」及び日程第6、議案第4号「平成23年度群馬県後期高齢者医療広

域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」、以上2件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。広域連合長。

○ 広域連合長（清水聖義君）

ただ今、一括上程となりました議案第3号「平成23年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）」及び議案第4号「平成23年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」の2議案につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

お手元の議案書7ページでございます。まず、議案第3号でございますが、平成23年度歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ15億372万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、16億2,555万8千円といたしたいというものでございます。

次に、21ページをご覧ください。議案第4号でございますが、平成23年度歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ28億6,215万8千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、1,909億7,464万2千円といたしたいというものであります。

詳細につきましては、事務局から説明させますが、よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（吉田達哉君）

事務局長。

○ 事務局長（斉藤毅弘君）

まず、議案第3号「平成23年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）」について、提案理由のご説明を申し上げます。

お手元の議案書8ページ、9ページをご覧ください。「第1表 歳入歳出予算補正」をご覧ください。

平成23年度歳入歳出予算の総額1億2,183万2千円に、歳入歳出それぞれ15億372万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ16億2,555万8千円といたしたいというものでございます。

それでは、歳入歳出予算の補正内容につきまして、「歳入歳出補正予算事項別明細書」によりご説明申し上げます。

14ページ、15ページをご覧ください。それでは、歳入の主なものについて、ご説明いたします。

1款1項1目「市町村負担金」は、規約に基づきます市町村負担金の共通経費分で、決算見込みにより、10万6千円の減額となるものでございます。

2 款「国庫支出金」でございますが、2 項 1 目「高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金」は、平成 23 年度の特例措置として実施しております保険料の軽減措置を平成 24 年度においても継続するためのもので、国の第四次補正予算により財源が措置されたことによるものでございます。

内容といたしましては、所得の低い被保険者に対する均等割の 8.5 割軽減並びに 9 割軽減、所得割の 5 割軽減及び被用者保険の被扶養者であった被保険者に対する均等割の 9 割軽減に係る財源として、広域連合に基金を造成するための交付金で、15 億 37 万 2 千円を追加するものでございます。

7 款 1 項 1 目「預金利子」は歳計現金に係る金融機関等への預金利子でございますが、資金運用等によりまして、400 万円を追加するものでございます。

歳入につきましては、以上でございます。

16 ページと 17 ページをご覧いただきたいと思っております。歳出の主なものについて、ご説明申し上げます。

まず、2 款 1 項 1 目「一般管理費」でございますが、事務局運営に係る一般管理的経費について、決算見込みにより、350 万円を追加するものでございます。

次に、4 款 1 項 1 目「財政調整基金積立金」は、財政調整基金に係る預金利子を積み立てるものでございます。2 目「後期高齢者医療制度臨時特例基金積立金」は、特例措置として実施しています所得の低い被保険者に対する均等割の 8.5 割軽減並びに 9 割軽減、所得割の 5 割軽減及び被用者保険の被扶養者であった被保険者に対する均等割の 9 割軽減の措置を平成 24 年度も継続して実施するための財源として、広域連合に基金を造成するための「高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金」及び基金利子を積み立てるもので、15 億 73 万 3 千円を追加するものでございます。

一般会計補正予算につきましては、以上でございます。

続きまして、議案第 4 号「平成 23 年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）」について、ご説明を申し上げます。

お手元の議案書 22 ページと 23 ページ、「第 1 表 歳入歳出予算補正」をご覧ください。

平成 23 年度歳入歳出予算の総額 1,938 億 3,680 万円から、歳入歳出それぞれ 28 億 6,215 万 8 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 1,909 億 7,464 万 2 千円といたしたいというものでございます。

それでは、歳入歳出予算の補正内容について、「歳入歳出補正予算事項別明細書」によりご説明いたします。

28 ページと 29 ページをご覧ください。それでは、歳入の主なものについてご説明いたします。

1 款「市町村支出金」でございます。1 項 1 目「事務費負担金」は、広域連合規約に定める共通経費を構成市町村からご負担いただくものでございますが、歳出 1 款のうち「一般管理費」などの共通経費の減額により、4, 8 6 5 万 1 千円の減額となるものでございます。次に、2 目「保険料等負担金」は、市町村が徴収した保険料のほか、所得の低い被保険者及び被用者保険の被扶養者であった被保険者の保険料の減額賦課に係る市町村からの負担金であります保険基盤安定負担金でございますが、被保険者の所得の伸びが見込みを下回ったことなどによりまして、保険料等負担金においては 6 億 4 2 3 万 8 千円、保険基盤安定負担金は 5, 0 4 9 万 9 千円をそれぞれ減額するものでございます。

続きまして、2 款「国庫支出金」でございます。国からの交付決定通知による決算見込みにより、1 項 1 目「療養給付費負担金」は、9 億 1, 8 6 3 万 5 千円の減額、2 目「高額医療費負担金」は、1 億 1, 7 9 4 万 4 千円の追加となるものでございます。2 項 1 目「調整交付金」は、特別調整交付金が、健康診査事業の増額要素により、1, 2 2 7 万 6 千円の追加となるものでございます。2 目「後期高齢者医療制度事業費補助金」は、4, 8 8 1 万 1 千円の追加となりますが、健康診査事業補助金が 4, 7 7 7 万 6 千円の追加、保険者機能強化事業費補助金が 1 0 3 万 5 千円の追加となることによるものでございます。4 目「後期高齢者医療災害臨時特例補助金」は、東日本大震災により被災した方に係る一部負担金等の免除及び保険料減免に対する補填として、1 7 4 万 3 千円を追加するものでございます。

続きまして、3 款「県支出金」でございます。国の負担金の決算見込みに基づき算出した県の負担金で、1 項 1 目「療養給付費負担金」は、3 億 6 2 1 万 1 千円の減額、2 目「高額医療費負担金」は、1 億 1, 7 9 4 万 4 千円の追加となるものでございます。

3 0 ページと 3 1 ページをご覧いただきたいと思っております。続きまして、4 款「支払基金交付金」でございますが、歳出の「保険給付費」の見込みに基づき算出した結果、1 9 億 6, 8 6 3 万円の減額となるものでございます。

続きまして、7 款 2 項 1 目「医療給付費等準備基金繰入金」でございますが、これは後期高齢者医療制度の円滑な運営を図るため、保険料収入の剰余分を積み立てました医療給付費等準備基金から、医療給付に充てるために繰り入れるもので、6 億 7, 4 1 1 万 7 千円の追加となるものでございます。2 目「後期高齢者医療制度臨時特例基金繰入金」は、平成 2 3 年度の特例措置として実施しています所得の低い被保険者に対する均等割の 8. 5 割軽減並びに 9 割軽減、所得割の 5 割軽減及び被用者保険の被扶養者であった被保険者に対する均等割の 9 割軽減に伴い、その財源を補填するため、国から交付されました高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金により造成した後期高齢者医療制度臨時特例基金から、保険料の軽減分を繰り入れるものですが、軽減に係る対象者数の見込

みにより再計算した結果、3,946万4千円の減額となるものでございます。

続きまして、10款2項2目「第三者納付金」でございますが、これは交通事故など第三者の行為によって生じた傷病等について被保険者が治療を受けた場合、広域連合が負担した医療費について当該事故の加害者等の第三者から納付されるものでございまして、1億円の追加となるものでございます。歳入につきましては、以上でございます。

34ページと35ページをご覧いただきたいと思っております。歳出につきまして、主なものをご説明いたします。

まず、1款1項1目「一般管理費」でございます。特別会計の運営に係る一般管理的経費については、決算見込みにより、4,456万1千円の減額となるものでございます。補正の内訳の主なものといたしましては、13節の委託料において、国保連合会への事務代行委託料の単価の引き下げによる減額や広域連合システムの改修委託料の決算見込みによる減額等でございます。

次に、2款1項1目「療養給付費」は、これまでの給付実績から決算を見込みまして、28億9,230万8千円の減額となるものでございます。2項1目「高額療養費」は、被保険者の療養の給付について支払われました一部負担金の額が著しく高額である場合に給付するもので、4,959万2千円の追加となるものでございます。

36ページと37ページをご覧ください。5款「保健事業費」は、市町村に委託して実施しています被保険者の健康の保持増進のための健康づくり事業等に係る委託料でございますが、事業の実施状況により、530万2千円の減額となるものでございます。

次に、6款「基金積立金」は、医療給付費等準備基金に保険料の剰余分や基金から生じる利子を積立てるものでございますが、決算の見込みによりまして、利子分の積み立てのみにするため、652万2千円の減額となるものでございます。

以上、ご説明を申し上げましたが、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（吉田達哉君）

ただ今、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ 議長（吉田達哉君）

ないようですので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ 議長（吉田達哉君）

ないようですので討論を終わります。

これより、採決を行います。

はじめに、議案第3号「平成23年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）」を採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（全員起立）

○ 議長（吉田達哉君）

起立全員です。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号「平成23年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」を採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（全員起立）

○ 議長（吉田達哉君）

起立全員です。よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎ 予算議案の上程

○ 議長（吉田達哉君）

次に、日程第7、議案第5号「平成24年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」及び日程第8、議案第6号「平成24年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」、以上2件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。広域連合長。

○ 広域連合長（清水聖義君）

ただいま上程となりました、議案第5号「平成24年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」及び議案第6号「平成24年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」の2議案につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

お手元の議案書43ページでございます。まず、議案第5号でございますが、第1条は、歳入歳出の総額を、歳入歳出それぞれ1億1,698万2千円と定めるものでございます。第2条は、一時借入金の借入れの最高限度額を、1,000万円と定めるものでございます。

一般会計では、主に議会や事務局運営にかかる予算を計上してありますが、歳入の中心が構成市町村からの負担金でございますので、市町村の負担を考慮し、極力経費の節減に努めるなど、費用対効果を踏まえた予算を編成いたしました。

次に、議案書63ページでございます。議案第6号でございます。第1条は、歳入歳出の総額を、歳入歳出それぞれ1,994億6,667万1千円と定めるものでございます。第2条は、一時借入金の借入れの最高限度額を、100億円と定めるものでござ

います。

この特別会計は、後期高齢者医療制度の運営にかかる予算を、一般会計とは区別して設けているものでございます。歳入では、市町村、国、県からの公費負担である支出金が歳入の約5割を占め、若年層からの支援金である支払基金交付金が約4割、市町村支出金に含まれていますが、被保険者からの保険料が約1割となっています。

歳出は、医療機関への保険給付費が主なものでございます。詳細につきましては、事務局から説明させますが、よろしくご審議の上、ご議決賜りますよう、お願い申し上げます。

○ 議長（吉田達哉君）

事務局長。

○ 事務局長（斉藤毅弘君）

まず、議案第5号「平成24年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」でございます。予算書に基づきまして、ご説明いたします。

お手元の議案書の44ページ、45ページをご覧ください。第1表 歳入歳出予算でございます。平成24年度一般会計の歳入歳出予算の総額は、それぞれ1億1,698万2千円でございます。

それでは、歳入歳出予算の内容につきまして、事項別明細書により主なものをご説明申し上げます。

まず、歳入でございます。50ページ、51ページをご覧ください。と思います。

1款「分担金及び負担金」は規約に基づきます市町村負担金の共通経費分で、1億587万7千円でございます。

2款「国庫支出金」及び3款「県支出金」は、保険料の不均一賦課に係る負担金でそれぞれ315万9千円でございます。

次に歳出でございます。54ページ、55ページをご覧ください。

まず、1款「議会費」は87万4千円で、議員19名の報酬、費用弁償及び議会開催時の会場使用料等でございます。

次に、2款1項1目「一般管理費」でございます。広域連合を運営するための一般管理的な経費1億268万円を計上してございます。内訳の主なものでございますが、14節の建物賃借料829万1千円は広域連合事務局の事務室賃借料と遠距離通勤となります職員の宿舍2戸分の経費でございます。

56ページ、57ページをご覧ください。19節の市町村負担金では、市町村職員人件費負担金11名分8,420万円でございます。なお、その他の16名分の人件費につきましては、特別会計に措置してございます。その他、会計管理費、公平委員会、選挙管理委員会及び監査委員などに係る経費の所要額を措置いたしております。

58ページ、59ページをご覧ください。3款「民生費」でございますが、1項1目老人福祉費、28節繰出金631万8千円は保険料の不均一賦課に係る国及び県からの負担金を特別会計に繰り出すものでございます。

7款「予備費」は前年度同額の500万円を措置してございます。一般会計につきましては以上でございます。

続きまして、議案第6号「平成24年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」でございます。

議案書の64ページ、65ページをご覧ください。第1表歳入歳出予算でございます。

平成24年度特別会計の歳入歳出予算の総額は、それぞれ1,994億6,667万1千円でございます。

それでは、歳入歳出予算の内容につきまして、事項別明細書により主なものをご説明申し上げます。

まず、歳入でございます。70ページ、71ページをご覧いただきたいと思います。

1款「市町村支出金」でございます。1項1目「事務費負担金」9億3,577万7千円は、特別会計における保険料の充当対象事業以外の一般管理的経費に対する市町村負担金の共通経費分で、24年度に実施いたします電算システム機器等の更新にともなう経費分2億8,900万円ほどが増加しております。2目「保険料等負担金」179億2,583万9千円は、市町村で徴収した保険料140億6,992万9千円のほか、所得の低い被保険者及び被用者保険の被扶養者であった被保険者の保険料の減額賦課に係る市町村からの負担金であります保険基盤安定負担金38億5,591万円でございます。3目「療養給付費負担金」155億2,812万6千円は、療養給付に要する費用等の額の12分の1を、市町村の一般会計において負担していただくものでございます。

続きまして、2款「国庫支出金」でございます。1項1目「療養給付費負担金」465億8,437万7千円は、療養給付費等の12分の3を、国において負担するものでございます。2目「高額医療費負担金」6億2,181万8千円は、被保険者が受けた療養に係る費用等の80万円を超える額のうち、保険料で賄うべき部分の4分の1を、国において負担するものでございます。2項1目「調整交付金」169億9,013万7千円は、広域連合間における財政力の不均衡などを調整するため、療養給付費等の12分の1の額を、財政力に応じて交付していただいているものでございます。2目「後期高齢者医療制度事業費補助金」1億8,207万9千円は、広域連合が実施する健康診査事業等に対する国庫補助金でございます。

続きまして、3款「県支出金」でございます。72ページ、73ページをご覧ください。1項1目「療養給付費負担金」155億2,812万6千円は、療養給付費等の12分の1を、県において負担するものでございます。2目「高額医療費負担金」6億2,



181万8千円は、被保険者が受けた療養に係る費用等の80万円を超える額のうち、保険料で賄うべき部分の4分の1を、国と同様県において負担していただくものでございます。

4款「支払基金交付金」821億7,353万円は、社会保険診療報酬支払基金が各保険者から徴収する若年層からの支援金を、後期高齢者交付金として、広域連合に対し交付していただくものでございます。

5款「特別高額医療費共同事業交付金」1,968万6千円は、1件当たり400万円を超える著しく高額な医療費について、国保中央会が各広域連合からの拠出金により交付金を交付する共同事業からの交付金でございます。

続きまして、7款「繰入金」でございます。74ページ、75ページをご覧ください。1項1目「一般会計繰入金」631万8千円は一般会計で受け入れました保険料の不均一賦課に係る国及び県の負担金を特別会計に繰り入れるものでございます。2項1目「後期高齢者医療給付費等準備基金繰入金」7億8,287万円は、年度間の財源の調整を図り、後期高齢者医療制度の健全かつ円滑な運営を図るために設置しております後期高齢者医療給付費等準備基金からの繰入金でございます。平成24年度及び25年度における保険料の上昇抑制を図った結果、平成24年度において不足する保険料相当分の財源として、基金から取り崩し補填するものでございます。2目「後期高齢者医療制度臨時特例基金繰入金」14億1,590万9千円は、所得の低い被保険者及び被用者保険の被扶養者であった被保険者に対する更なる保険料負担の軽減のための財源として、高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金により造成した基金からの繰り入れを行うものでございます。

10款2項2目「第三者納付金」1億5,000万円は、交通事故などの第三者行為によって生じた傷病等に対しまして加害者等が納入するものでございます。

歳入につきましては、以上でございます。

78ページ、79ページをご覧ください。歳出につきまして、ご説明いたします。

まず、1款1項1目「一般管理費」でございますが、特別会計の運営に係る委託料、職員人件費負担金など一般管理的経費9億3,322万4千円を計上してございます。内訳の主なものといたしましては、11節の印刷製本費1,249万9千円は制度周知用リーフレット等の作成に係る経費でございます。12節の通信運搬費6,449万7千円は被保険者に対する医療費のお知らせや、広域連合電算システムの回線使用料等に係る経費でございます。手数料2,909万3千円は、健康診査データの管理に係る経費等でございます。13節の委託料6億3,179万3千円は、被保険者証等の作成、レセプト点検並びに広域連合電算システムの運用保守及び改修等にかかる経費で、制度発足時から使用しております電算システム機器等の更新にともなうシステム構築委託料2億5

千万円ほどが増加しております。14節の電算システム賃借料8,068万6千円は広域連合電算システムに係るリース料等で、電算システム機器更新にともなう賃借料として3,600万円ほどが増加しております。19節の市町村負担金1億250万円は、特別会計に係る市町村職員人件費負担金16名分でございます。

次に、2款「保険給付費」1,974億4,175万6千円は、被保険者の療養の給付に要する費用等、レセプトの審査及び診療報酬の支払いに係る手数料、次に80ページになりますが、高額療養費並びに葬祭費等でございます。

3款「財政安定化基金拠出金」1億9,733万円は、保険料の未納や給付増等による広域連合財政への影響に対処する基金を国・県・広域連合が3分の1ずつ拠出して県に設置しているものの広域連合負担分でございます。保険料率抑制のため拠出率をこれまでの0.03%から0.09%に見直したものでございます。

4款1項1目「特別高額医療費共同事業拠出金」1,968万6千円は、400万円を超える著しく高額な医療費について、国保中央会が各広域連合からの拠出金により交付金を交付する共同事業への拠出金でございます。

続きまして、5款「保健事業費」でございます。1項1目「健康診査費」7億4,951万6千円は、市町村に委託して実施する健康診査事業に係る委託料で、これまでの受診実績が34%台で推移していることから、受診率を36%に見直し計上したものでございます。2目「その他健康保持増進費」6,756万円は、重複・頻回受診者への訪問指導、市町村の実施する人間ドック事業や肺炎球菌ワクチン予防接種事業の助成等に係る経費でございます。

82ページ及び83ページをご覧ください。7款1項1目「利子」1,623万3千円につきましては、一時借入金の利子でございます。

8款1項1目「保険料還付金」3,080万7千円につきましては、市町村において過年度に納付された保険料の還付が発生した場合に、還付金を支出するものでございます。

次に84ページ、85ページになりますが、9款「予備費」1,000万円につきましては、前年度同額を計上させていただきました。

歳出につきましては、以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（吉田達哉君）

ただ今、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ 議長（吉田達哉君）

ないようですので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ 議長（吉田達哉君）

ないようですので、討論を終わります。

これより、採決を行います。

はじめに、議案第5号「平成24年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」を採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（全員起立）

○ 議長（吉田達哉君）

起立全員です。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号「平成24年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」を採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（全員起立）

○ 議長（吉田達哉君）

起立全員です。よって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎公平委員会の委員の選任

○ 議長（吉田達哉君）

次に、日程第9、同意第1号「公平委員会の委員の選任について」を議題といたします。

提出者からの説明を求めます。広域連合長。

○ 広域連合長（清水聖義君）

同意第1号「公平委員会の委員の選任について」ご説明申し上げます。

お手元の議案書、86ページでございます。広域連合公平委員会委員につきましては、地方公務員法第9条の2第2項の規定に基づき、議会の同意を得て選任することとされております。委員でありました小川了氏が昨年7月15日に亡くなられて、それにもない、後任といたしまして川崎弘氏を委員に選任いたしたく議会のご同意をお願いするものでございます。

なお、経歴につきましては議案説明資料に記載のとおりでございますので、よろしくご審議の上、ご同意賜りますよう、お願い申し上げます。

○ 議長（吉田達哉君）

ただ今、提出者からの説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ 議長（吉田達哉君）

ないようですので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ 議長（吉田達哉君）

ないようですので、討論を終わります。

これより、同意第1号を採決いたします。本案は、原案のとおり同意することにご異議ありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ 議長（吉田達哉君）

ご異議なしと認めます。よって、本案はこれを同意することに決しました。

---

#### ◎一 般 質 問

○ 議長（吉田達哉君）

次に、日程第10「一般質問」を行います。通告順序に従い、質問を許可いたします。

6番齊藤優議員。

○ 議員（齊藤優君）

通告のとおり質問させていただきます。後期高齢者医療制度が廃止されて地域保険、国保に一元化される基本的枠組みが示されております。それに伴ってこの国保財政運営が都道府県単位化されることについての質問でございます。私が申すまでもなく行政各般にわたって国政レベルでも新たな制度設計が、時代の変化に伴って余儀なくされております。この問題も国民皆保険制度を維持・堅持するために今の医療費増大との兼ね合いを図る措置だと考えております。住民に一番近い基礎自治体の議員、議長、さらにはこの広域連合の議員として不安、懸念を感じるものでございますから、以下の4点を質問させていただきます。

1点目として市町村の今後の負担、事務量や事務内容、金額等はどうなる見通しか、わかる範囲で教えていただきたいと思います。2番目にいわゆる移行措置の中の第一段階において、厚生労働省の資料には収納対策は市町村が行うと特に明示されているようでございます。この辺について特に項目に挙げさせていただきました。3点目は国保の

都道府県単位化について、都道府県側、群馬県ではどのように考えているのか、わかる範囲で教えていただきたいと思います。最後に厚生労働省と地方の協議の場は今後設けられるのか、どういう風に設けられていくのか。運営を実際に担う都道府県や市町村の十分な理解が運営のためには不可欠であると思うので挙げさせていただきました。以上、よろしく願いいたします。

○ 議長（吉田達哉君）

事務局長。

○ 事務局長（斉藤毅弘君）

ただいまの斉藤議員のご質問につきまして、順次お答えさせていただきます。

はじめに、市町村の負担はどうなる見通しかについて、でございますけれども、後期高齢者医療制度の見直しにつきましては、本年1月6日に政府・与党社会保障改革本部で決定され、閣議報告されました社会保障・税一体改革素案において、本年の3月ごろまでに後期高齢者医療制度廃止に向けた見直しのための法案を提出すると明記されておりますけれども、斉藤議員がおっしゃったように、現在法案が提示されておられませんので、社会保障・税一体改革素案に記載されております改革会議の最終とりまとめに基づいてお答えさせていただきます。

現行の後期高齢者医療制度では、市町村が保険料の徴収及び窓口業務を担っております。それ以外の財政運営、資格管理、保険料の決定・賦課、保険給付、保健事業といった業務を後期高齢者医療広域連合が担っているのが現状でございます。改革会議の最終とりまとめでは、現在の後期高齢者医療制度を廃止し、被保険者は国民健康保険か被用者保険のいずれかに加入することになります。これによりまして多くの高齢者が加入することとなる国保について、新たな仕組みの第一段階として、75歳以上の高齢者に関し、都道府県単位の財政運営を行う。次いで、第二段階として、第一段階移行後5年を期限として、75歳未満の現役世代について、現在、市町村ごとに異なっております保険料の算定方式や水準を、都道府県が策定いたします広域化等支援方針に基づき、保険料算定方式の統一や保険財政共同安定化事業の拡大などの環境整備を進めた上で、全国一律に、全年齢での財政運営の都道府県単位化を図ることとされております。この中で都道府県と市町村の事務の分担につきましては、第一段階では、都道府県は財政運営、標準保険料率の設定を行い、市町村は資格管理、標準保険料率に基づく保険料率の決定、賦課・徴収、保険給付、保健事業等を行うといった形で、分担と責任を明確にしつつ、共同運営する仕組みとなってございます。

第二段階に向けましては、第一段階の施行状況等を見ながら再検討することが必要であるとされております。このため、新たな制度の第一段階では、75歳以上の高齢者に関します資格管理、標準保険料率に基づく保険料率の決定・賦課、保険給付、保健事業

等が、新たな役割分担とされております。なお、現時点では新たな制度における役割分担の詳細等が不明でございますので、経費負担についての推計は難しいものと考えております。

それから2点目の収納対策につきましては、これまでと同様に市町村が担うものとされております。特別な対策ということになるかどうかわかりませんが、改革会議のとりまとめでは、現制度において年金からの保険料の引き落としができるようになっておりますけれども、新たな制度の第一段階においても、65歳以上の世帯主が年金からの引き落としを希望する場合については、現行制度と同様に実施できるようにするなどの収納率向上のための取り組みが予定されております。それ以外の部分につきましては、現在と同じようにそれぞれの市町村が独自の取り組みをされるのではないかと、現状では考えております。

次に、国保の都道府県単位化についての都道府県側の考え方について、でございます。群馬県についてということですが、知事会での考え方が公式に表明されております。群馬県でもそれに類似した考え方と思われまますので、知事会としての考え方としてお答えさせていただきます。改革会議の最終取りまとめに当たって知事会から、「改革会議の中では高齢化や低所得者層の増加といった市町村国保の構造的な課題や市町村一般会計からの多額の繰り入れ等の財源問題、今後も増加する医療費や保険給付費をどう賄うかといった税制改革を含む財源論についての議論がされないまま、議論は高齢者医療制度を越え、国民皆保険の最後の砦である市町村国保をどうするかの問題へと発展している。このような経過のもとに、改革を第一段階、第二段階と区分しているが、要は経営責任を都道府県に移そうとするものであり、市町村の保険料徴収のインセンティブ確保の仕組みも外すなど、都道府県が到底担い得ないような矛盾した案になっている。」との知事会の意見が改めて表明されております。この表明を受けまして、改革会議の最終取りまとめでは、「都道府県単位の運営主体のあり方については、市町村による広域連合ではなく、都道府県が担うことが適当であるとの意見が大勢であるが、財政運営を担うという大きな問題であることから、国は、引き続き、都道府県をはじめとする関係者との調整を精力的に行うなど、その理解と納得を得るための努力を重ねることが必要である。」と結論づけられております。また、先月に行われました国民健康保険制度の基盤強化に関する国と地方の協議において全国知事会から提出された申し入れ書におきましても、「現行の後期高齢者医療制度は、施行から約4年を経過し定着していることから、必要な改善を加えながら安定的な運営に努めるべきである。さらに、社会保障・税一体改革素案では、高齢者医療制度の見直しについて、具体的内容について、関係者の理解を得た上で、平成24年通常国会に後期高齢者医療制度廃止に向けた見直しのための法案を提出するとしているが、知事会は、本協議への参加に当たっては、最終とりまとめの法制化

とは切り離し、国保の基盤強化について議論するという趣旨から国の要請に応じたものである。これまで後期高齢者医療制度に関する協議は一切行っていない中で、現行制度の廃止法案の提出を断行しようとしていることは暴挙と言わざるを得ず、断じて認めることはできない。」と表明しており、知事会の考え方は変わっていないようでございます。しかし、国では3月中の法案提出に向け、知事会を含む関係者の理解を得るための協議・調整を続けていると思われますので、その推移を注視してまいりたいと考えております。

最後の厚生労働省と地方の協議の場の設置について、でございます。これも改革会議の最終取りまとめにおいて、国保の構造的問題の解決及び全年齢での都道府県単位化に向けて、費用負担のあり方や国保の運営の具体的なあり方等について、厚生労働省と地方の協議の場を設置し、幅広く検討を行うことと明記されております。これを受けまして、事務レベルのワーキンググループの会合が昨年2月から本年1月までに10回開催されております。さらに政務レベルの協議が、厚生労働副大臣、厚生労働大臣政務官、全国知事会、全国市長会、全国町村会の各代表、計5名を構成員として、国民健康保険制度の基盤強化に関する国と地方の協議の第1回の会合が昨年10月に開催され、第2回の会合が本年1月に開催されておりますので、今後も必要に応じて開催されていくものと考えております。以上でございます。

○ 広域連合長（清水聖義君）

議長。

○ 議長（吉田達哉君）

広域連合長。

○ 広域連合長（清水聖義君）

いま市長会では、私は政策会議に出ているのですが、この国保の問題、後期高齢者医療の問題は非常に大きく取り上げられておきまして、状況だけ説明を申し上げておきます。市町村国保の危機的状況については、今の知事会とは全く見解が違いまして、国の責任を明確にするということは非常に大事なことでありますが、都道府県を主体とする広域化が不可欠であるという結論を、市長会では出しております。今の説明ですと、都道府県は回避したいというような旨であります。全く私どもは違う立場でワーキング部会等において議論しているところでございます。また、今の問題でありますけれども、保険料の格差が今回もたぶん出てくると思います。前橋市はいくら、太田市はいくら、館林市はいくらという形で、それぞれの町で国保の格差が出ておりますので、これは、例えば、かかる病院は広域化しておりますので、保険料の均一化というようなことも非常に大事であるというような意味で、さきほどの理由がひとつであります。それと、公費負担割合をさらに上増しすべきだと、我々は50%以上の公費負担をすべきだと主張しておきまして、今、国が試算として2,200億円の財源を確保したいと言っており

ますが、これをきちっとした形で予算付けするということも強く要求しております。また、後期高齢者医療についてでありますけれども、今の制度を変えるということですが、これも内容を見ればうやむやでありまして、今の民主党は、やろうと言ったことはやらないというのがポリシーのようになっておりますので、この後、どういう形で本当に踏み込んでいくのかと、その時に本当に国民のことを考えた制度が立ち上がるのかということ非常に疑念視しておりまして、制度設計等について、私たちは持続可能な医療保険制度を構築されるということを、非常に強く望んでいきたい。一時しのぎ的な案はよくないというようなことを、市長会でも強く主張しているというところで、民主党のワーキングチームにも、この旨を話しているところでございます。以上です。

○ 議長（吉田達哉君）

以上で、一般質問を終了いたします。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

---

◎閉 会

○ 議長（吉田達哉君）

これをもちまして、平成24年群馬県後期高齢者医療広域連合議会第1回定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午後2時35分



地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成24年2月15日

群馬県後期高齢者医療広域連合議会

議 長 吉 田 達 哉

副 議 長 久 保 秀 雄

議 員 奥 原 賢 一

議 員 金 子 實



## 参 考 资 料



## 議案等審議結果一覧表

【会期 平成24年2月15日（水） 1日間】

事件番号	件 名	審議結果
議 案 第 1 号	群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例について	原案可決
議 案 第 2 号	群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議 案 第 3 号	平成23年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）	原案可決
議 案 第 4 号	平成23年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	原案可決
議 案 第 5 号	平成24年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計予算	原案可決
議 案 第 6 号	平成24年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算	原案可決
同 意 第 1 号	公平委員会の委員の選任について	原案同意 川崎 弘